

公 示

一般貸切旅客自動車運送事業の申請等に係る法令試験の 実施要領について

一般貸切旅客自動車運送事業の許可申請等について、申請者が当該事業の遂行に必要な道路運送法等関係法令の知識を有するか否かの判断をするための法令試験を実施することとし、その実施要領を下記のとおり定めたので公示する。

平成 2 5 年 1 0 月 3 1 日

中部運輸局長 野 俣 光 孝

記

1 実施時期

法令試験は、原則として毎月 1 回実施する。

なお、実施日時、場所等については、実施予定日の 7 日前までに申請者あて通知する。

2 試験対象者

申請者本人（申請者が法人である場合は、代表権を有する常勤役員）とする。
なお、試験開始前に、受験者が申請者本人であることを運転免許証、個人番号カード等の提示により確認する。

3 出題範囲

別紙のとおりとする。

4 設問方式

正誤（○×）式、語群選択式及び記述式とする。

5 出題数

3 0 問とする。

6 試験時間

4 5 分とする。

7 合格基準

正解率 9 0 % 以上（2 7 問以上の正解）を合格とする。

8 試験問題の扱い

試験終了後速やかに回収する。

なお、過去の試験問題については、中部運輸局のホームページにおいて公表する。

9 試験の結果

試験終了後に合否を発表する。

なお、試験に欠席した者については、事前に連絡があった場合を除き不合格とする。

ただし、10に定める再試験の場合は再試験終了後に合否を発表する。

10 再試験

- (1) 初回の試験において合格基準に達しなかった場合は、改めて再試験を実施する。

なお、再試験は1回限りの実施とする。

また、新規許可申請等に係る再試験の不合格者（再試験で欠席したことにより不合格として取り扱われた者を含む。以下同じ。）については、速やかに申請の却下処分の手続きを行うこととする。

ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

- (2) 事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、新たに「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の9第3項、第48条の4第1項、第48条の5第1項及び第48条の12第2項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示」（平成24年4月13日国土交通省告示第454号）第2条第1号に規定する基礎講習（以下「基礎講習」という。）を修了するごとに、試験の機会を1回与えるものとする。

また、事業許可更新申請に係る再試験の不合格者については、再試験不合格の日から1年を経過する日までに、試験の受験を繰り返し行うものとし、当該期日までに合格しなかった場合は、速やかに不許可処分の手続きを行うこととする。

ただし、当該申請の取り下げの願い出があった場合は、この限りではない。

なお、基礎講習の修了については、基礎講習実施者（以下、「実施者」という。）が修了した旨を証明した運行管理者等指導講習手帳又は実施者が交付する修了証明書の提示によって、確認することとする。

11 試験の免除

許可等の申請に係る初回の試験実施日時時点で、公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度において一ツ星以上を取得している事業者にあつては、試験の受験を免除する。

この場合、申請者は有効な安全性評価認定証の写しを試験日までに提出するものとする。

12 その他

受験の際には、法令集等（「自動車六法」、「旅客自動車運送事業等通達集」、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」、「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」及び「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）」）の持ち込みを認めることとする。

- 13 事業の譲渡譲受（譲受人が同種別の事業を営んでいる者である場合を除く。）及び合併若しくは分割（存続法人が同種別の事業を営んでいる者である場合を除く。）又は相続の認可申請は、この実施要領に準ずる。

附 則

1. 本公示は、平成25年11月1日以降に受理した許可申請等から適用する。
2. 「一般旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の申請等に係る法令試験の実施要領について」（平成14年2月18日中運局公示第298号）は、平成25年10月31日をもって廃止する。

附 則（平成29年3月22日 中運局公示第128号）

本公示は、平成29年4月1日以降に受理した許可申請等から適用する。

附 則（平成29年5月16日 中運局公示第14号）

本公示は、平成29年4月1日以降に申請を受け付けるものであり、かつ、平成29年5月16日以降に試験を実施するものから適用する。

附 則（令和3年9月28日 中運局公示第32号）

本公示は、令和3年9月28日以降に申請を受け付けるものから適用する。

別 紙

一般貸切旅客自動車運送事業の法令試験問題の出題範囲

出題範囲	
1	道路運送法関係
	①道路運送法 ②道路運送法施行令 ③道路運送法施行規則
	④旅客自動車運送事業運輸規則
	⑤旅客自動車運送事業等報告規則 ⑥自動車事故報告規則 ⑦一般貸切旅客自動車運送事業標準運送約款
2	道路運送車両法関係
	①道路運送車両法 ②道路運送車両法施行令 ③道路運送車両法施行規則 ④道路運送車両の保安基準
3	一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等
	①「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン」 ②「旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項の規定に基づき、 旅客自動車運送事業者が公表すべき輸送の安全にかかわる事項等（国土交通省告示第1089号）」 ③自動車運転者の労働時間等の改善のための基準 ④「輸送の安全を確保するための貸切バス選定・利用ガイドライン」 ⑤その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等